

虚空蔵大台滝遺跡を通じて

—城郭構造の視点から—

利 部 修^{*}

はじめに

秋田県秋田市河辺に所在する虚空蔵大台滝遺跡は、秋田空港アクセス道路建設事業が発端で平成16年（2004）に発掘調査が実施された（利部編著 2007）。遺跡は和田丘陵地に接する御所野段丘の南東に立地し、東西約450 m・南北約300 mの北に弓形状に張り出した範囲である（図1）。その南西側6,500㎡の調査区は、平坦部、南の斜面部、沢部を挟み南の尾根部に分かれる。平坦部の標高は45～46 mで推移し、台地状を呈した上面のほぼ全面に及んでいる。沖積地との比高差は凡そ35 m、平坦部の眼下には岩見川が西に流れ4 kmで雄物川に合流する。その地は、横手盆地から北西方向に流路を変更した雄物川の、蛇行が収束する秋田平野南端に位置している。

遺跡の東側には、遺跡間中心域の距離が約1 kmで和田丘陵地を利用した中世の戸島館跡が立地する。応安2年（1369）城内に鎌倉八幡神を勧請した伝えがあるものの、戸島館跡の始まりは不明である。永禄13年（1570）安東愛季が、檜山安東氏（能代市）と秋田安東氏（秋田市）を合併しており、丘陵尾根づたに平坦地や土塁・堀切り等が連続する景観はその頃の威勢を伝えた戦国期城郭と認められる（石塚編 1999）。その縄張りは確定しておらず、関連した施設が虚空蔵大台滝遺跡まで及んでいると見られる。中心部の最も高い標高は約85 m、比高差は凡そ75 mである。

虚空蔵大台滝遺跡は、中世と9・10世紀を含んで古代末葉の11世紀中心の遺跡であり、平成23年（2011）、「清原氏の城館」という副題を添えて遺跡の概要を述べたことがある（利部 2011）。城館を用いた遺跡の表記は、『前九年・後三年合戦』の副題「11世紀の城と館」に規制された面もあるが、中世の時代は城を表記するのに、城郭よりも城館が通用している慣習に依っていた。最新の『広辞苑』には城郭の用語はあるが（新村編 2018）、城と館を結びつけた城館の用語は掲載していない。従前の辞書類で城館を掲載する例は極稀である¹⁾。

城郭と城館の用語は、考古学用語辞書類の出発点とも言える『日本考古学辞典』（日本考古学協会編 1962）を皮切りに、『改定新版 日本考古学用語辞典』（斎藤 2004）等にも、「城郭」はあっても「城館」の記載はない。管見では、『日本考古学事典』（田中・佐原編 2002）の小野正敏「城館」を知る

※ 元秋田県埋蔵文化財センター

1) 城館を掲載している辞書に『日本国語大辞典第二版 第7巻』（日国辞典第二版編集委員会編他 2001）があり、『日

本大百科全書 11』にはヨーロッパのこととして、その用語を解説している（濱谷 1986）。

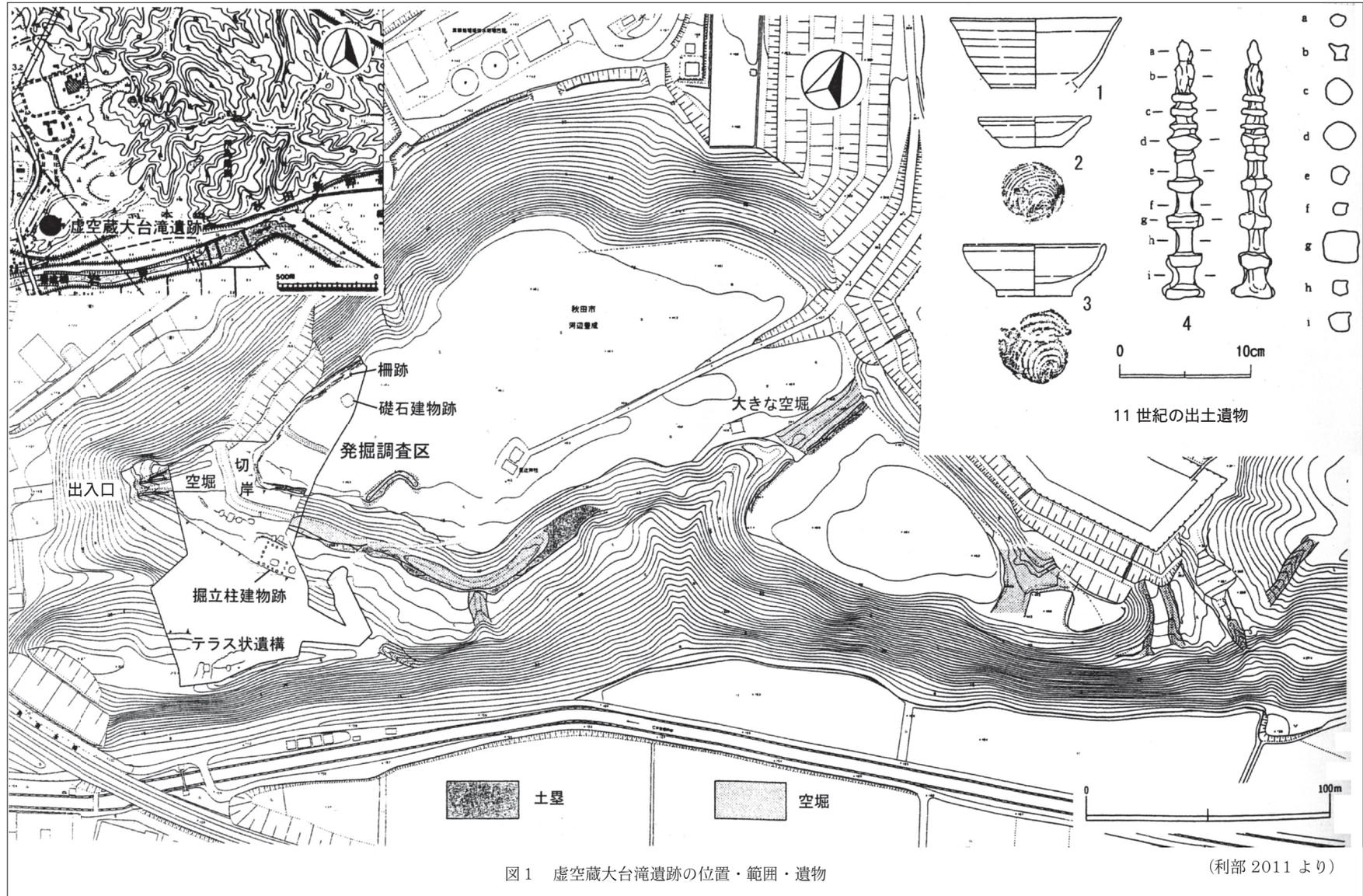


図1 虚空蔵大台滝遺跡の位置・範囲・遺物

(利部 2011 より)

のみである。城館は、城の館に特化した研究に用いる用語と言えよう²⁾。古代城柵における郭の表記には、城の輪郭を示す外郭やそれと中心部政庁の間を仕切る内郭の表記があり、それぞれの内部を外郭域・内郭域と呼んでいる場合がある(小井川 2010、八木 2021)。そこには外郭線の用例も見られる。一方弘田柵跡では、「外郭線」(材木塀・築地塀)と「外郭」を区別し、郭を輪郭の内側として用いている(弘田柵跡事務所 1995)。郭を輪郭や領域とする二つの見方があり、古代郭の表記には混乱が見られる。古代の郭表記が輪郭を示す場合には、輪郭及びその内部を含む中世・近世の郭の理解とは一線を画すことになるのである。本文では、城の立地や内部施設の構成に視点を置き古代から近世を通覧する立場から、郭を領域と見做し城郭の用語を中世・近世のみならず古代の城柵にも及ぼして用いていく³⁾。なお郭は、一般に「城・砦で、堀や石垣などで仕切られた区画」を意味するとしているが(新村編 2018)、古代城柵の当事者がどのように用いていたかは別問題である。

また、城に関するくるわ(郭・曲輪)の表記も気にしておきたい。中・近世では、郭は曲輪とも表現し、「曲輪は城館の防御された削平地」とされている(千田 1997)。これらは主に城を構成する区画域を意味し、曲輪は特に中世城郭研究で多用されている。鳥羽正雄は『日本歴史大辞典』城の項目で城郭史と表記し、古代から近代までの8区分を示した(鳥羽 1979)。氏は城を「軍事的な目的をもって構築した防禦設備」とし、「中世以降複郭の城が多くなるにつれ、本城以外の諸区画を郭と書いて、「くるわ」とよみ、曲輪の字をもあてるようになった。」としている。城全般に関わる場合には、曲輪を排した郭で統一表記するのが相応しいと考えている。

2 虚空蔵大台滝遺跡の概要

遺跡の年代は凡そ9世紀から16世紀に及ぶが、主体となる11世紀及びその前後について述べていく。広い面積の平坦部は、東に位置する大きな空堀(推定)によって西側の略平行四辺形と略二等辺三角形に分かれ、後者は更に窪地の空堀(推定)によって略三角形と先端部(遺跡東端)に分かれている(図1)。この南側の斜面と沢を挟んで東西の痩せ尾根がある。発掘調査区域は平坦部・斜面部・尾根部に分かれ、本文では平坦部を西から順次、郭1・郭2・郭3と仮称する。このうち平坦部と斜面部は城郭の造成と密接に関連し、11世紀の城郭と推定したのは斜面部の遺物の在り方による。はじめに各調査区域の遺構、次にそれらと関連した11世紀前後の遺物について述べていく。

(1) 斜面部(図1・2)

斜面部上位では(郭1)、発掘調査によって平坦部縁辺からの切岸(S V 1998)、その直下の空堀(S D 16)、その外側に付属する土塁(S F 1000)、空堀に垂直方向に取り付く出入口(S C 2000)等が明確になった。更に斜面部下位には、切岸掘削時の厚い土砂の下から、テラス状遺構(整地面)、その広い面に建つ掘立柱建物跡(S B 1008)、鍛冶炉・焼土遺構等が検出された。以下主な遺構を中心に述べる。

斜面上位の切岸は空堀と共にL字状を呈し南面と南西面を成すが、幅は南面約25 m×南西面約17 m、南面の高さは6.5～10 mである。空堀も切岸と同じく屈折するが幅が5～6 m、長さが南

2) 古代の朝鮮式山城・城柵研究、近世城郭研究の間において中世城跡の研究が立ち遅れていたが(石丸 1981)、城内にある館跡調査の進展や城主の関係が注目され、中世においては城館の用語が定着してきた。古代や近世と比較して、3～4万箇所(中井 1992)或いは4～5万箇所(松田 2019)とされる圧倒的な数の中世城跡が存在しており、城館用語の使用を後押ししている。一方で、城館の用語を城郭・城館(館城)の城と、城以外の館を総称した

意味として用いている例もある。『山形県中世城館遺跡調査報告書』は、「城、盾、館、屋敷、砦、物見台等」を調査対象としている(山形県教委編 1997)。城館の用語には前者の狭義と後者の広義があり、使用に当たってはその意味合いを意識する必要がある。

3) 城柵の柵は、全体の城と対比して防禦施設としての柵を指すが、柵は堀や土塁等と共に郭に含まれる個別施設と理解している。

側で約 28 m、南西側で約 22 m である。深さは東端で 1.6 m、屈曲部では 2.5 m 以上あり、底面は南側から南西側にかけて徐々に傾斜している。土塁は東端の断面で幅約 6 m、厚さ 0.2 ~ 0.3 m の版築、更に上部に 0.3 ~ 0.4 の盛土を確認し、空堀屈折部辺りまで続いていると判断した。出入口は南西方向に狭い扇状を呈し、南東側が段を作り出入口の傾斜に沿い、北西側は幅 1.5 m 前後で両側に小さな土塁を造り道状に平行する。空堀との接続部分は、攪乱を受けて地山が露呈しており全体に平坦で、南西側の土塁を基に推定した開口部の幅は約 10 m、南西方向に 4 度の角度で傾斜する。

斜面部下位の遺構群は、大半が城郭以前の切岸掘削土で埋め立てられており、便宜的に東側・中央・西側と区分してやや詳しく述べる。

東側では広いテラス状遺構が見つかった。東西の奥壁が約 14 m、北西隅からの南北側壁が約 4 m、高さは奥壁で最大 0.8 m、壁下に溝が巡る。造成面は東西約 19 m × 南北約 11 m で、東側に更に延び南側は削平を受ける (S Z 1999)。造成面より高い部分の奥壁に約 2.5 m の溝が確認でき、本遺構より古いテラス状遺構の存在が推定された。この遺構に沿って、東西 5 間 × 南北 4 間の掘立柱建物跡を検出した。北西隅の柱穴は、長軸 0.82 m × 短軸 0.72 m の楕円形、深さは 0.76 m である。ここからは多くの筭や木屑が出土しており、北西に意味を持つ地鎮に関わるものであろう。柱穴のいくつかには、切岸掘削時の礫が埋め込まれ、城郭造成時に柱を抜いて建物を解体したのは明白である。

中央では東側のテラス状遺構面とほぼ同一の高さで、東西に長い小規模なテラス状遺構 10 基が重複して見つかった。奥壁と壁面下の溝・僅かな床面が残存し、最も良く残存する例では奥壁約 8 m × 幅約 2 m、殆どが沢側に開く「コ」の字状を呈していたと考えられる。それらが重複していた範囲は凡そ、東側の南北幅が約 5 m、西側の南北幅が約 1 m で、その間は約 25 m である。その西端は斜面西側の道路状遺構に接続し、出入口の西端へ徐々に高くなる。

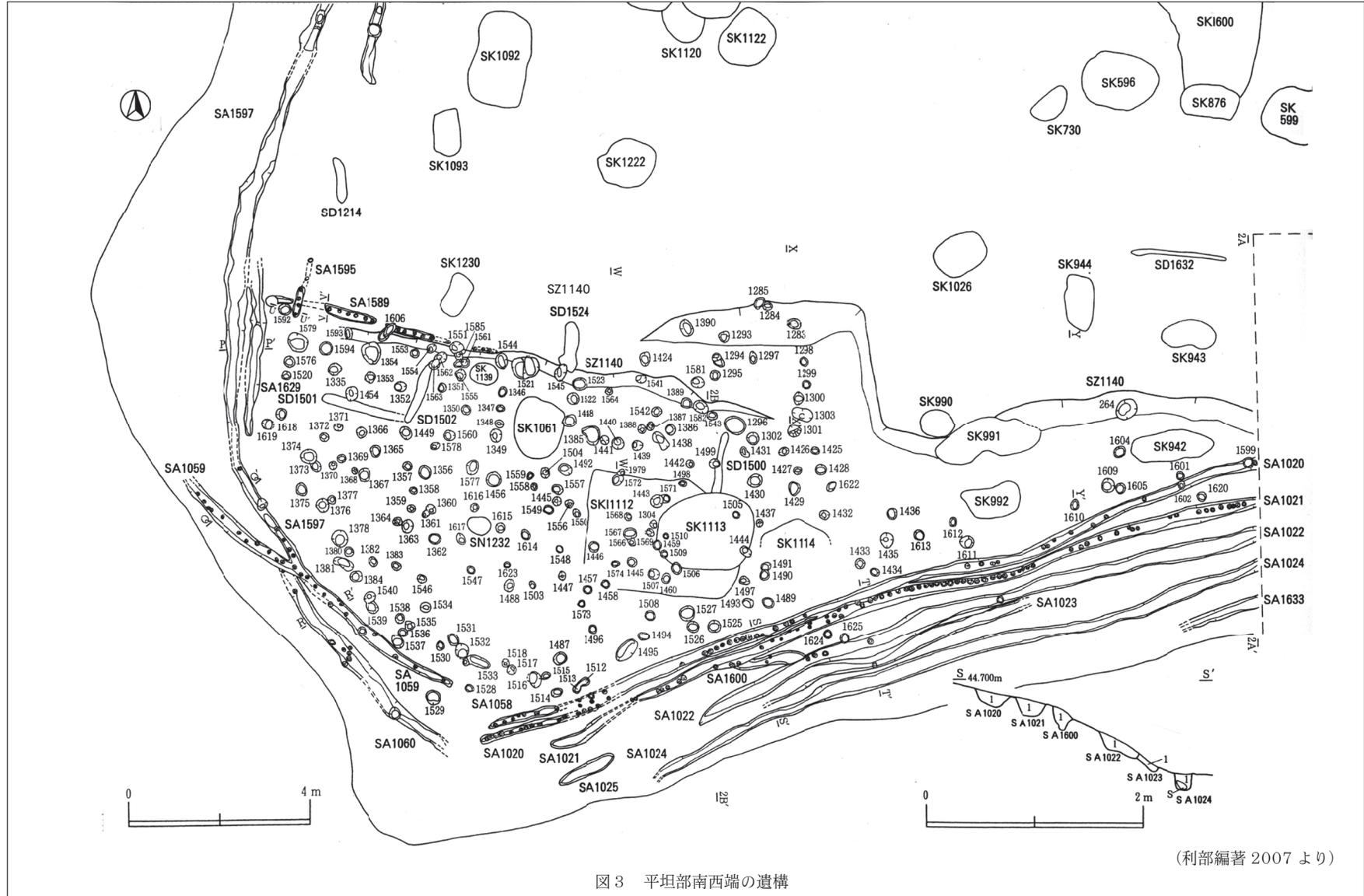
次に、斜面下位で検出した鍛冶炉 2 基と焼土遺構 18 基について述べる。鍛冶炉の 1 つは、東側のテラス状遺構 (整地面) のほぼ中央で建物跡と重複して確認した。もう 1 つは、中央東側の小規模なテラス状遺構と重複して見つかった。前者は長軸 0.33 m × 短軸 0.29 m、後者は長軸 0.27 m × 短軸 0.23 m で略円形を呈する。焼土遺構は、中央西端の 1 基を除き、東側から中央の東部分にかけて集中するが、2 基は小規模なテラス状遺構を切っている。他に東部と中央で土坑 1 基ずつ、両地区で多数の柱穴約 70 基を検出している。

以上は、便宜的に斜面部上位と斜面部下位に分けて述べたが、斜面下位東部テラス状遺構の奥壁は斜面中位まで達していた。また、斜面中位の中央には東西の長さ約 15 m × 最大幅約 4 m、奥壁の高さ 0.3 ~ 0.4 m のテラス状遺構が存在しており、城郭以前の斜面中位から下位にかけて開発行為に伴う掘削が、広く及んでいたことが確認できた。

(2) 平坦部 (図 1・3・4)

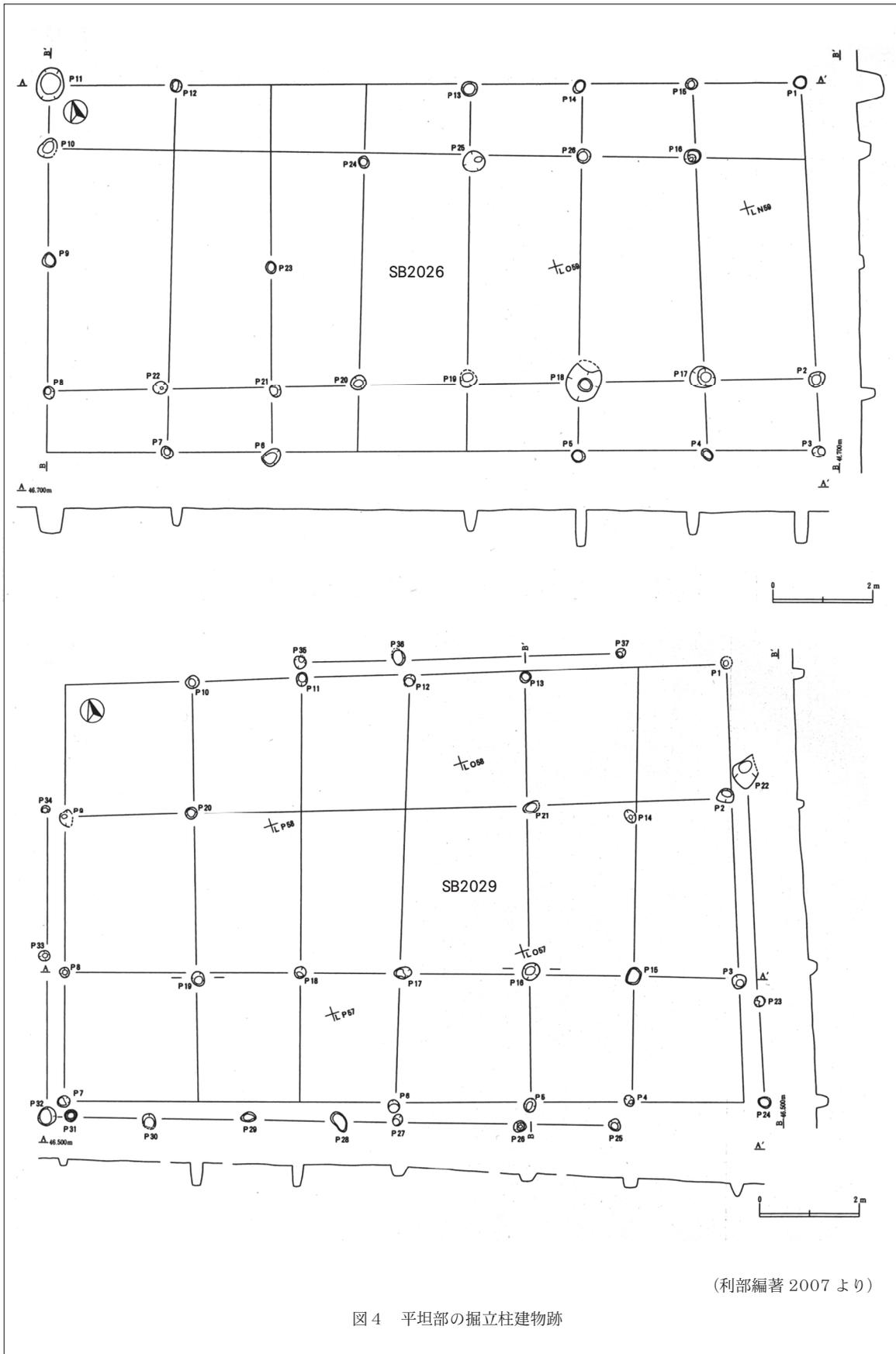
当地区で、遺物が明確に伴って 11 世紀の遺構と断定できる遺構は見つかっていない。古代から中世と推定された遺構には、空堀・柵跡・テラス状遺構・掘立柱建物跡・礎石建物跡・竪穴状遺構・土坑・焼土遺構・溝跡・柱穴・性格不明遺構がある。このうち、11 世紀とそれ以前に想定される主な遺構・遺物を中心に述べる。当地区は、郭 2・3 を除いた郭 1 のうち調査が及んだ区域である。

空堀は重複する遺構より相対的に旧く、城郭築城に近い年代を想定している。西側の崖面に垂直に造られ、その先端は縁辺に沿って僅かに突出する。確認した長さは 21.5 m で、幅約 1.2 m、深さが約 1.2 m の箱堀である。突出部には 1 間 × 1 間の掘立柱建物跡を想定した。西側柱穴が小さく南西柱穴が低すぎる点から、立派な櫓は想定できないものの斜面監視施設の可能性がある。後述する柵跡の一部に切られている (利部 2008 b)。空堀には平坦部の区画その他の機能が考えられる。



(利部編著 2007 より)

図3 平坦部南西端の遺構



(利部編著 2007 より)

図4 平坦部の掘立柱建物跡

斜面部の切岸・空堀・土塁と平坦部で対応するのが縁辺部の柵跡である。切岸側から出入口、西側崖にかけて連続するが、斜面の崩落等の影響で消滅している箇所がある。比較的良好に観察できたのは切岸上位の縁辺部である(図3右下)。東端部では、平面距離3.5mの間に5条の柵跡を確認したが、ほぼ等間隔で存在していた。上位2条の柵跡は、内部に打ち込みと思われる杭列が認められるが、他の3条には殆ど認められず、構築上の相違を示すと考えられる。切岸中央部付近の断面では、6つの溝跡を確認し6期の柵跡を想定したが(利部2008b)、併存した柵跡も考慮する必要がある。これらの柵跡は、空堀や切岸がL字状に屈折する部分で途切れ、切岸に沿って約120度開いた方向への連続性がある。西側崖側の柵跡は、調査区北端域の平面距離4mの間に4~6条を検出した。これらの柵跡では、溝よりも大きな柱穴が部分的に認められた。

平坦部の南西端部に位置するテラス状遺構(SZ1140)は、この東西方向の柵跡及び壁面と切岸上位の柵跡で囲まれた空間である(図3)。直線の壁面は、消滅部分を考慮すると約12mあり、これを直径とした半月状の広がり为主要な部分と考えられる。平坦面は緩く南に傾斜し、内部からは壁面を意識した竪穴状遺構や直角に仕切った溝の他、多数の柱穴が見つかった。更に東側も矩形の壁面が認められ、全体としてテラス上遺構の範疇として把握した。本遺構は、斜面空堀に接する出入口及びその東側を見下ろす所に位置しており、戦略上の攻撃用施設が存在した区域と見做される。

平坦面の掘立柱建物跡は、高島成侑・佐々木浩一両氏の協力を得て39棟を復元している。斜面や尾根部が中世の墓域であることから、中世の建物跡を含む可能性もある。次に、検出された掘立柱建物跡のうち大形の2棟を簡単に記述する(図4)。

SB2026は桁行7間×梁行1間で北側と南側に庇の付いた建物と考えられるが、中央部桁行の痕跡が本来存在していた桁行2間の可能性もある。桁行P11-P1が15.1m、梁行P1-P3が7.45mである。柱穴は大きさに斑があり、庇を有するが整然とした建物とは言えない。空堀を切り込んでいる。SB2029は桁行6間×梁行3間で、四面に各々扉を持つが南側と西側は連続する。桁行P8-P3が13.05m、梁行P12-P6が8.65mであり、やや歪んでいるものの総体に柱穴の大きさが整っている。建物と扉の距離は、30~40cmと狭く四面で共通している。これらの2棟は、長軸方が同じ略東西方向で重複し、平坦部調査区の南側に位置している。

上記建物以外には1~5間×1間、2間×2間、5間×3間の他、長方形に張り出しを持つ建物等と多彩である。総じて3間×1間が多く見られる。これら建物の配置状況を概観すると、建物長軸が西側崖面に沿う配置(北側)と長軸がそれに直交する配置(SB2026・2029等)…①群、崖面より30・40度程西に偏じた長軸方向の配置(全域)と長軸がそれに直交する配置(南側)…②群、と大きな纏まりを持つようである。①群・②群はそれぞれで重複がみられる。なお北側崖面近くに、一辺約4m前後の隅丸方形を呈した竪穴建物跡を検出した(図1)。深さ約1mの四隅と壁際に、径30cm前後の扁平な礫8個を礎石として据えており、戦国期の倉庫を兼ねた櫓と考えられる。

(3) 尾根部(図1・5)

尾根は東西に長い脊せ尾根で、東側がやや高い鞍橋状を呈する。東側の高位面から北側緩斜面及び沢頭にかけて調査したが、流路筋自体の調査は行っていない。当地区からは、テラス状遺構・土坑・焼土遺構・溝状遺構・柱穴様ピット・性格不明遺構が見つかった。ここでは11世紀の年代が明確な重複した2つのテラス状遺構を取り上げる(図5)。

テラス状遺構は鞍橋状を呈する尾根の東側高位、頂部尾根線上に軸線に沿わせて位置していた(SZ1769旧、SZ1770新)。SZ1769は南東側の壁の一部が確認できたのみでSZ1770に切られている。尾根に沿う南東壁は約3.6mで壁の深さは約0.75m、溝の深さは5cm内外である。壁

溝は、S Z 1770 より高い位置で検出した。南東壁溝に直行する溝の帰属は不明である。

S Z 1770 はS Z 1769 を切り込むが、長軸の南東壁は一部で共有するように配置され、北東側にも本来壁があったと考えられる。南東壁は現状で13.2 m、床の短軸方向は現状で約4 m、北東付近の壁の深さは約1 mである。南東壁の中央には、約2 mの距離を隔てて小さな柱穴が対で確認されこの部分が壁より僅かに外に張り出すことから、二つの遺構に共通した出入口を想定した。

S Z 1770 では、1期（新）・2期（旧）の床面を確認している。1期の床面には焼土が散在しており、南東壁際の中央北寄りに纏まったかわらけが出土し、一部は南の壁際に散乱していた。下の2期には、小さな土坑・焼土遺構と共に多くのピットが見つかった。1期と2期の間に際立った間層は認められない。S Z 1770 は、S Z 1769 と共に本来は長方形の上屋を持つ簡易な建物跡と考えられる。1期ではピットが殆ど確認できず、焼土遺構やかわらけの在り方から後述する地鎮行為があったと考え、S Z 1770 空間利用の最終段階と判断した。2期のピット群は、上屋を支える簡易な小穴と考えられるが、一部にS Z 1769 の小穴も含むかもしれない。

3 遺跡の時期区分と年代

報告書では遺跡の年代について、9・10世紀の土師器・須恵器も僅かに認められるものの、11世紀の遺構の城郭に関わった時期区分を行った（利部編著2007）。I期が城郭以前、II期が城郭存続期及び空堀埋没期、III期は城郭空堀を中世土坑（S K 1118）が切り込むことからこれ以降とし、小期を設けてI a期・I b期、II a期・II b期、III期の5期に区分した。そして当時の時代認識から、III期以降を中世、それ以前を11世紀以降の古代の範疇とした。但しII b期の空堀埋没時期の始まり、つまり城郭廃棄時期は不明である。古代については、尾根部のテラス状遺構（S Z 1770）出土の良好なかかわらけを一括土器群A、斜面部のテラス状遺構（S Z 1999）整地層内の土器を一括土器群Bとして把握し、それらを基軸として詳細に論じたことがある（利部2007）。以下では主としてI a期・I b期・II a期について述べるが、遺跡の時期区分や年代は、斜面部のテラス状遺構（S Z 1999）・掘立柱建物跡（S B 1008）・空堀（S D 16）・切岸（S V 1998）、尾根部のテラス状遺構（S Z 1770）等の遺構と遺物の関連性から導いたものである。

（1）S Z 1999 整地層内の一括土器群B（図6）

城郭の年代を決定する上で、S Z 1999・S B 1008 がS D 16 やS V 1998 の土砂で直接厚く覆われていた事実を先に挙げなければならない（図6）。仏堂と想定しているS B 1008 の柱穴には⁴⁾、切岸の斜面に認められる層中の礫が直接埋め込まれており、S B 1008 の廃絶と城郭の造成がほぼ同時に進行していた。これを前提にS B 1008 とS Z 1999 の関連を述べる。S Z 1999 はS B 1008 を建てるために造成されており、斜面側の地山掘削範囲と沢側の斜面を埋めた整地層側に分かれる。この整地層に関連して土師器やかわらけ等が出土した（図6-1～13）。

1～3は整地面の最上部生活面の出土であり、4～12は整地層内からの出土である。1はかわらけの小皿（図1-2）、2・3もかわらけの椀・皿と思われる。後者については、他の破片も含み一括土器群Bとした。11の灰釉陶器（図1-1）と12の甕は下位整地層から、4～10のかわらけ小皿・

4) 仏堂を推定する根拠として以下の5点を指摘した（利部2008 a）。南北を意識した建物である（ア）。柱間には溝があり板扉で囲った施設と思われ、内部に角材等を並べた構造を想定（イ）。北西隅の柱に簀と木屑が埋められ、地鎮行為を伴う特別な建物（ウ）。付近から同時期の小塔が出土している（エ）。当地の星辻神社の祭神が、もと虚空

蔵菩薩とする記載がある（オ）。建物は後述するように、城郭直前まで存続し、清原氏や安倍氏の宗教施設と並行する。清原氏の大鳥井山遺跡や陣館遺跡からは、寺院とみられる四面庇付掘立柱建物跡が検出され（島田・信太編著2009, 島田編著2017）、安倍氏の寺院は杉本良の論考で述べられている（杉本2006）。

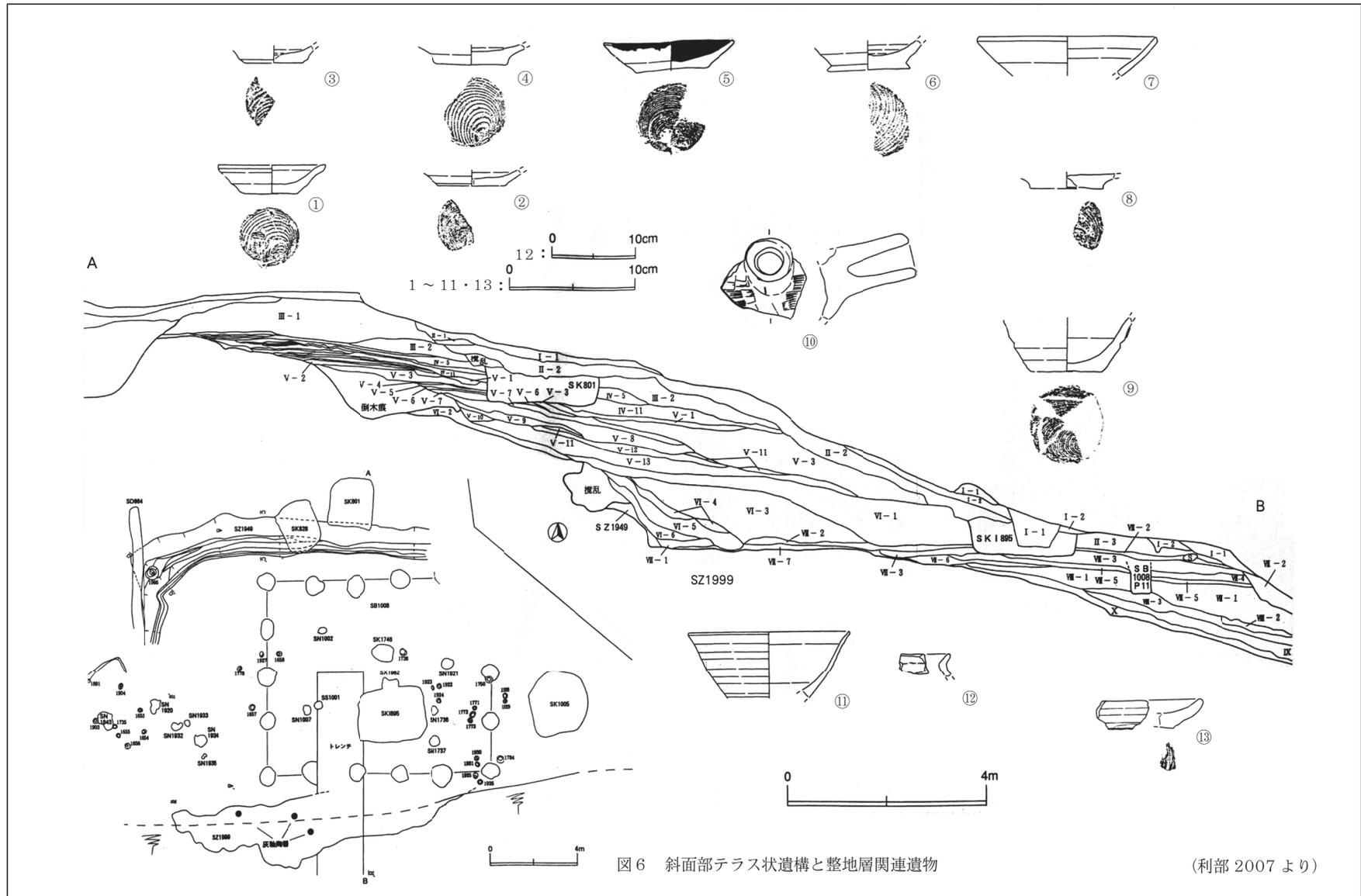


図6 斜面部テラス状遺構と整地層関連遺物

(利部 2007 より)

椀・小甕は最上部のⅦ-3層及び相当層の出土である。一括土器群Bには、SB 1008に関わる灰釉陶器とかわらけやSZ 1999以前の鍛冶炉や焼土遺構の生産に関わる把手付土器や土師器が混在している、と考えられる。

灰釉陶器については、現状の評価を把握しておらず報告書作成段階の考えを引用しておく。「この灰釉陶器は、井上喜久男氏より灰釉陶器の最終段階の東濃産（現岐阜県）明和27号窯式と鑑定して戴き、氏は11世紀第3四半期を中心とする11世紀後半の年代を想定した。～美濃窯を精力的に調査している山内伸浩氏は、明和27号窯式を11世紀中葉に想定している。灰釉陶器の年代根拠については、現時点では消費地の資料を拠る所にすべきと考えられるが、明和27号窯式の下限年代も不明瞭なことから、本遺跡出土の灰釉陶器を11世紀中葉に考えておきたい。」と報告書では述べた（利部編著2007）。11世紀第2四半期を考慮する研究者もあり、中葉の年代観は各研究者に共通する位置付けである。

転用硯とした灰釉陶器は、子細に観察すると「製作時の砂粒擦痕に赤墨が認められ」、「SB 1008の築造に関わる赤墨の必要性にせまられたものであろう。」と推定した。そして使用後は、意図的に破壊し整地層の造成土に入れ込んだ地鎮行為を想定した（利部2008a）。この時期の城郭における灰釉陶器の出土例は、岩手県比爪館遺跡があるものの北東北では殆ど認められていない（八木1989）。灰釉陶器はそれ自体が高級陶器の部類に属し、SB 1008の創建に関わる在地領主の力量が推測される。

SB 1008は仏教施設の仏堂等を想定したが、それと関連して銅製小塔（長さ約10cm）について付言しておく（図1-4）。SB 1008の西側約15mの遺構外から出土したが、掘削土下のI期に属す。小塔は三重塔をデフォルメしたと解釈しており、「a～d下の小さな膨らみまでが相輪部、gと上下の四角形が3つの屋根、その下に四角な基壇（i）がある。」と解釈した（利部2008a）。この小塔を銭弘俣塔の相輪と見る山口博之の見解とは相容れない（山口2019）。相輪部を強調した小塔の存在は、SB 1008を仏堂とした5つの根拠のうちの一つであり（利部2008a）、この地域の仏教信仰を主導できたのは有力在地領主に他ならない。

（2）SZ 1770の一括土器群A（図5）

前述のように、SZ 1770はSZ 1769を切り込み、後者から纏まったかわらけが出土した。これが一括土器群Aである。床面から20cmより上位では、黄褐色地山土を多量に含んだ埋土で覆われ、これを当地区の造成に関連した祭祀と考え、造成地業に伴う地鎮行為と解釈した（利部2008a）。かわらけの一部は、南東壁沿い散乱するが本来は纏まっていたと考えられる。かわらけは45点確認しており、そのうち器種不明な4点（16～19）を除き、椀が2点、小皿が39点である。本論には小皿15点・椀2点・不明器種4点、比較のため平坦部資料3点を掲載した。出土器種の在り方から、椀（図1-3）と小皿のセット関係が指摘できるものの、小皿が圧倒的に多くを占めている。

小皿は、底部から口縁部まで図示できる37点の観察では、「大きさが口径8cm前後・底径4cm前後・器高2.5cm前後～全体に分厚く底部がやや突出気味な例が多く、口縁部が直線的に外傾するか外反する。」特徴がある。椀は、「口径が推定約10.5cm・底径が推定約5.5cm・器高約4cmで、底部が突出し口縁部が内湾する。」特徴がある（利部2007）。また小皿の形態を規定する製作工程を観察し、「①ロクロ上で粘土紐を2～3段巻き上げ概略の形を作る→②内面底部の端部辺りから口縁部にかけて木口状工具によるロクロ調整を行う～→③底部から口縁直下にかけてロクロ調整を施す～→④内外面口縁部のロクロ調整を施す～→⑤ロクロ左回りの回転糸切り手法を施す」と製作技法を整理し（利部2007）、報告書ではこれを虚空蔵大台遺跡型（虚空蔵タイプ）とした（利部編著2007）。

ロクロ左回りの回転糸切り痕跡は、清原氏の根拠地大鳥井山遺跡でも 21 点確認しており、虚空蔵大台滝遺跡が清原氏の系列にあることを報告書作成段階で確信した。2011 年、岩手県の研究者により、10～12 世紀のかわらけを中心にしたロクロ左回転土器の精査が行われ、成果が報告された。それによると、岩手県では「11 世紀後から末葉（11 世紀第四半期）に該当する北上市の古代末期の遺跡群から」出現し、安倍氏関連遺跡には認められないとしている（井上・君島・君島 2011）。清原氏勢力の反映と考えており、両俘囚長関連遺跡の動向を探る指標としている。

なお、器高が虚空蔵タイプより低く、口縁部が底部から連続して内湾する小破片が、斜面部より 1 点出土している（図 6-13）。底部は糸切りと考えられ、口径に対して底径が半分より広い特徴が観察できる。明らかに虚空蔵タイプと異なるが、11 世紀後葉か末葉とされる白山堂山頂一括土器群の小皿に類似すると考えられる（小野寺 2004）。一括土器群 A の年代に近いかわらけとして、気にしておきたい。

（3）一括土器群と時期区分（図 2・5・6）

I a 期・I b 期・II a 期の時期区分に当たり、基本になるのが一括土器群の評価である。注目したのが、一括土器群 B に含んでいないかわらけ小皿の存在である（図 1-2、図 6-1）。この小皿は虚空蔵タイプの皿で、一括土器群 A の小皿と同様の特徴がある。小皿は S Z 1999 造成面の生活面上の出土である（1～3）。使用された期間は、テラス状遺構の造成及び掘立柱建物跡の創建からそれらが城郭造成の土砂で埋まり廃棄するまでの、建物存続期間が考えられる。これが I b 期であり、一括土器群 A もこの時期に対応すると見做せる。従って一括土器群 B から一括土器群 A の変遷がある。

整地層内の一括土器群 B には、灰釉陶器や把手付土器を含んでいる。灰釉陶器は建物跡の創建に関係した可能性を先に述べたが、かわらけ（5）の灯明皿も同じ関係性が示唆され、これも他のかわらけを含んで建物創建期の可能性がある。つまり I a 期土器の使用年代は、I b 期より古い段階を含むと考えることができる。

灰釉陶器や灯明皿（図 6-5）等の建物と関連する遺物に対して、把手付土器（同 10）は鉄生産等に関わる遺物とされ、対称的な使用が考えられる。事実付近からは羽口付きの鉄滓も出土し、掘立柱建物跡と重複して見つかったのが鍛冶炉（S S 1001）である。鍛冶炉はテラス状遺構に削平されており、建物跡より古いことは明白である。鍛冶炉は建物跡の西側 10 m の辺りでも検出されており、当地区は周辺の焼土遺構と共に把手付土器や羽口・鉄滓・鉄製品に関わる生産場所であった。従って一括土器群 B には、掘立柱建物跡に関連すると考えられる灰釉陶器やかわらけ等（新）と共に、それ以前の鉄生産に関連する把手付土器等（旧）が含まれ I a 旧期と I a 新期の遺物に区分できる。斜面部東側の矩形を示す区域には、焼土遺構が集中する地点があり、周辺では縦削の見られる底径 19 cm の長胴甕や椀形鉄滓が見つかっており、これらも I a 旧期に属すと考えられる。

I b 期の終末は II a 期城郭の造成が始まる時期である。II a 期については、当遺跡の一括土器群 A（I b 期）の年代的位置付けが要になる。一括土器群 A は、12 世紀初頭の中尊寺金剛院遺物群等の比較によって、椀・皿の一部の類似性と柱状高台が存在しないことから、12 世紀初頭以前の 11 世紀後葉と判断した。無論、大鳥井山遺跡出土のかわらけに虚空蔵タイプや椀の類似品を含むことを前提にしており、11 世紀中葉とした灰釉陶器の年代を考慮したものである。そして、在地有力者が力を注いだ宗教施設（建物跡）を、廃絶しなければならない程の緊迫した状況を想定し、当地域と近い山本郡西部（荒川）を根拠地とする吉彦秀武と関係する一族による城郭と考えた（利部編著 2007）。そうであるならば、一括土器群 A を後三年合戦（1083～1087）の開始頃に考えることができ、虚

空蔵タイプの小皿は11世紀後葉の前半に比定できる。

以下に、一括土器群Aを持つSZ 1770に関して付言しておきたい。地鎮に伴ってSZ 1770を地主主体土で覆う在り方は、尾根部の造成に関わるもので、斜面の空堀や切岸等の造成と併せた城郭造成の一環として実施されたものと考えている。地鎮の纏まったかわらけの在り方は、城郭造成に当たり従来のかかわりを払拭する意味も込められた、新たな決意を含む儀礼ではなかったろうか。なお、仮上屋施設は斜面部に対面しており、岩見川が流れる城郭外も視野に入れた斜面監視施設と見られる。上記編年観に照合すると、SZ 1770 (I b期)は斜面建物跡の造成やその後の存続に、SZ 1769はそれ以前の鉄生産に関わっていたと推定する。以上を整理すると、テラス状遺構の造成から建物存続期間に関わるI b期が11世紀中葉、城郭の開始はII a期の始まりとした同後葉の年代観が想定できる。

今回、一括土器群Bについて灰釉陶器やかわらけ等(新)と把手付土器等(旧)の新たな解釈を示してある。報告書刊行直後に、「SZ 1999の造成期とSB 1008の存続期を、一連の時期と捉えI b期、これ以前のSS 1001などをI a期とする。」と述べ11世紀中葉と述べた(利部2007)。当時一括土器群A群の年代把握が手探りの状況で、前述した灰釉陶器と平泉初期遺構群のかかわりに依拠していたが、一括土器群Bの同時性には不自然な面を感じていた。その後15年の歳月が流れ、一括土器群Aの年代については概ね首肯されている。改めて把手付土器等(旧)から灰釉陶器やかわらけ等(新)の変遷を提示し、前者には10世紀後葉も意識しつつ11世紀前葉の年代を考えておきたい。

なお把手付土器の下限については、柱状高台を伴って青森県朝日山遺跡から出土した例があり、当地域土器編年の再構築を試みている木村高は、11世紀後葉から12世紀前半の年代を推定している(木村1998)。鉄生産に関しては、2基検出した鍛冶炉が斜面の裾部から見つかり、その上方や東側未調査区に他の鍛冶炉の存在が強く示唆される。また、斜面に存在した城郭以前の小規模なテラス状遺構には、鉄生産や掘立柱建物跡建設に関わる作業小屋等が想定される。

4 大鳥井山遺跡・鳥海柵遺跡との関連から

前項までは虚空蔵大台滝遺跡の概要について、遺構・遺物の在り方、年代について述べてきた。遺跡は城郭としての特徴を備えており、この視点から遺跡を捉え直し前九年合戦(1051～1062)と関連する大鳥井山遺跡・鳥海柵遺跡について検討する(島田2011、浅利2011)。

虚空蔵大台滝遺跡は和田丘陵地に接する平坦な御所野段丘の一角を占めており、南側が岩見川に面した段丘崖と北側が弓形状に張り出した段丘崖、それらが窄まる南西端側は中央に東西の沢が入る段丘崖である。つまり平坦面の東端部を除く遺跡全体が段丘崖に囲まれた遺跡である。遺跡は南側にある東西の沢で、東西に長い瘠せ尾根部と北側の半月状の平坦部に大きく二分されていた。平坦部は大きな空堀によって、西側の平行四辺形状の平坦部と東側の二等辺三角形形状の平坦部に分断され、後者は空堀と推定される窪地によって三角形形状の平坦部と先端部に分かれている。これらを平行四辺形状の平坦部から斜面も含み、順に郭1・郭2・郭3、更に瘠せ尾根部の郭4と改めて呼称する。

郭1は、南から東側にかけて概ね大規模な空堀が巡らされ、平坦部の斜面際には柵跡、南西側に出入口が確認できる等、本城郭の主体を成す本郭と言える。郭2・郭3・郭4は本郭に付属する郭と理解され、これらを本郭に対応させて支郭と仮称しておく。発掘調査によって、本郭の平坦面に小規模な空堀が確認され、広範な平坦部を区切った利用の仕方が見られる。虚空蔵大台滝遺跡をこのように理解すると、本郭の郭1は各支郭に比べて相対に大規模であり、他の郭は人為で区切った郭2・郭3

も、改めて本郭と支郭の視点から郭の在り方を検討してみたい。

発掘調査の結果を踏まえて、西側斜面以外を北・東・南の空堀と土塁でコの字に囲った小吉山の北側平坦部は、東西の空堀や土塁によって一つの郭を形成した遺跡で最も重要な区域である。この北側の突出する低位で小規模な区画も、一郭と見做すことができる。この重要地区の南に接する低位平坦部と小吉山の尾根、これらは一部の調査ではあるが南北の境界が確認できていないため一連の郭と把握できる。島田の※印小吉山南部地区では、西端の沢開口部を除き幅広の空堀もしくは大溝が復元されているが、沢部に手を加えた程度と思われる。これと東側を巡る二重で幅広の空堀・土塁によって、低い平坦部が区画されていた。以上小吉山区域を3つの郭に区分してみた。

注目したいのは城郭の東側を区画している二重の空堀・土塁の存在である。先に小吉山の北側平坦部を郭としたが、二重の空堀・土塁がそれを囲むように東側から、幅が狭まるものの北側に延びている。つまり、高位の北側平坦部から低位の南東平坦部が尾根を含み、二重の空堀・土塁と南限の沢部(空堀・大溝)によって囲まれているのである。これを本郭と把握する郭1とし、この北側の突出する区画を郭2、低地を含んだ大鳥井山を郭3とする。郭2と郭3は、本郭に付属する支郭である。南北方向の二重の空堀・土塁には出入口とされる土橋があり、これが本郭と見做した東側区画線の中央に整然と配置されている状況も、本郭と見做す在り方と整合性がある。本郭に明瞭な出入口が付設されていることも、虚空蔵大台滝遺跡の共通点として挙げておく⁵⁾。

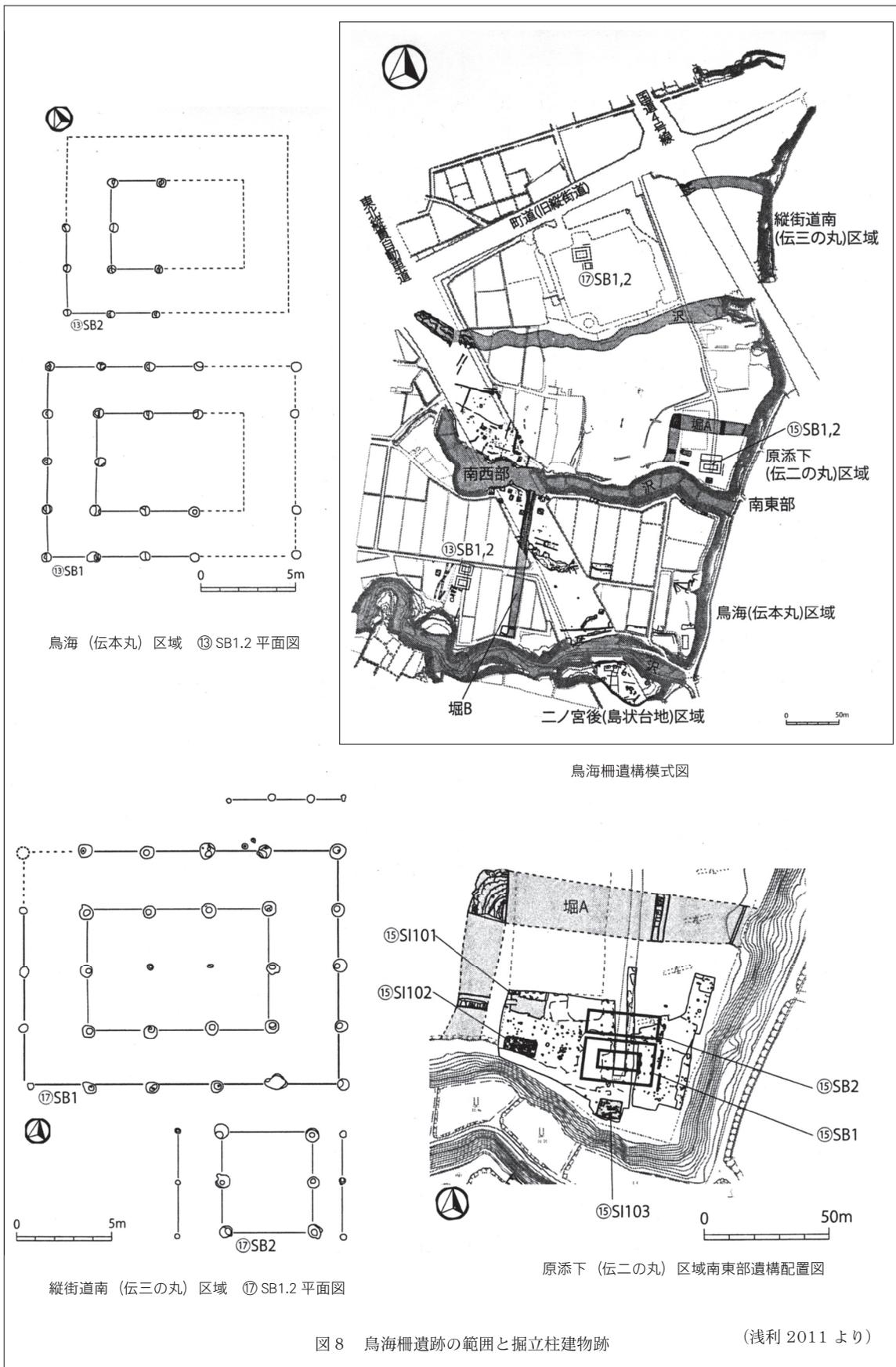
これらの点を虚空蔵大台滝遺跡の郭群と比較すると、遺跡の主体となる本郭が存在し、それに付属するいくつかの支郭で構成された城郭としての共通性を見出すことができる。小吉山の北側平坦部を南で限る空堀や土塁は、本郭内部における郭を形成する区画施設であり、虚空蔵大台滝遺跡本郭の南西部で見つかった平坦部空堀と類似した性格と見做される。また大鳥井山遺跡の郭3では、山頂部の狭い空間に四面庇付建物がみつき、寺院跡に想定されている(島田・信太編著2009)。尾根部末端側の十三塚の存在からも、丘陵部は信仰領域と考えられる。虚空蔵大台滝遺跡の郭4も、かわらけに関連した地鎮行為のあった信仰領域と考えており(利部2008a)、両遺跡の共通性が窺われる。

一方、両遺跡の相違点も見出すことができ3点を指摘しておく。一つ目は、本郭を形成している斜面の在り方である。虚空蔵大台滝遺跡の沖積地と本郭平坦部では約35m、大鳥井山遺跡の沖積地と本郭北側平坦部では約20mあり、前者は南側斜面に急峻な切岸を持つ。二つ目は、正門と考えられる出入口は、虚空蔵大台滝遺跡では本郭の末端にあり、大きく迂回して郭内に入る在り方だが、大鳥井山遺跡では内部と外部で屈曲して直接繋がっている。三つ目として、丘陵地の選択の相違である。虚空蔵大台滝遺跡では、背後に山地が迫っているのに対して、大鳥井山遺跡では山地までの距離がある。3点を包括すると、虚空蔵大台滝遺跡は大鳥井山遺跡と比較して、軍事面でより実践的な城郭構造を備えていると評価できる。

以上は、秋田県内の清原氏に関連した代表的な遺跡を検討したが、一方で安倍氏の根拠地とされる鳥海柵遺跡との関連はどうであろうか。鳥海柵遺跡原添下区域のSB1・SB2は、堀Aの東西・南北に平行して東西に長い四面庇付建物を配置している(図8)。その配置状況は、古代官衙の政庁及

5) 清原氏系統と考えている遺跡に、秋田県由利本荘市老方所在の西ノ浜台地遺跡がある。幅4~5m・長さ約300mにも及ぶ空堀を持ち、2021年3月に初めて城館として登録された(三原・佐々木2021)。遺物が採集されておらず未掘の状況下で、虚空蔵大台滝遺跡や大鳥井山遺跡と比較し、同期に比定した口頭発表を行った(利部2021)。その際、主郭と副郭の視点で大鳥井山遺跡を検討し、本郭内の北側の郭を副郭この南側を主郭と理解し資料を作成した。偶然にも、千田嘉博による「小吉山西部・東部が城

郭として内、小吉山北部が外。」の理解と整合していた(千田2010)。しかし、口頭発表では、二つ合わせた範囲を主郭と見做す案も提示し、資料内容に限定しない考え方も付け加えた。南東側で主郭を囲む空堀の中央に、出入口が存在するためである。なお大鳥井山遺跡については、正門の出入口から入る本郭内導線の在り方等から、本郭北側の区域を城郭の中心的場所と考えている。本郭と支郭の考え方は、このような西ノ浜台地遺跡の評価を検討する経緯から生まれてきた。



びその区画施設の規範を踏襲していると見做される。鳥海区域は南北の堀Bで東西の領域に区画されるが、西側区画内でも堀Bを意識して原添下区域の建物配置とほぼ類似した配置をとる。また縦街道南区域のSB1・SB2は信仰領域の建物と考えられるが(図8左下)、大きな棟は概ね東西に長い配置をとり、両棟共に東西・南北を意識している。これら建物は、南北軸線が原添下区域や鳥海区域の建物と大きく異なるが、東西は南北の沢、南北は丘陵縁辺の稜線と平行しており、これらの区画線を意識している。鳥海柵遺跡の3区域は、区画南東部の二ノ宮後区域も含む一帯化した遺跡と改めて評価されよう。その遺跡の範囲は、最も南にある沢の西で大きく括れる所から原添下区域を区画する南側沢の西端を北に延ばし縦街道南区域を区画する北側沢と交わる辺りで西側を限る、南北に長い略長方形と推定される。

これら3区域の建物は、丘陵縁辺の稜線・東西の沢・堀Aや堀Bと関連しており、東西・南北を意識したものである。建物を囲む外側の区画施設の在り方は城柵や郡衙における外郭線と類似し、東西に長い四面庇付建物は、方形政庁内部の正殿が東西に長く配置される在り方とも類似している。鳥海柵遺跡の区画施設と四面庇付建物の関係は、古代城柵や郡衙等の政庁内部正殿の配置を踏襲していると見做されよう。

鳥海柵遺跡と虚空蔵大台滝遺跡を平坦部の区画で対比した場合、虚空蔵大台滝遺跡の本郭である郭1は、地形に沿った不整な平行四辺形、郭2は三角形、郭3と郭4は不整形となり、鳥海柵遺跡の区画が方形基調になるのとは全く異なる。大鳥井山遺跡は、本郭である郭1をはじめ、郭2・郭3も地形の形を考慮した不整形の区画であり、この点で虚空蔵大台滝遺跡の在り方と共通している。方形基調の郭で構成された城郭と、不整形の地形を利用した本郭と支郭で構成された城郭は、11世紀における安倍氏城郭と清原氏城郭及びこの系列にある城郭の大きな相違点と考えられる。

鳥海柵遺跡については、「鳥海柵跡は、この方形構造を採用し、丘陵縁辺部の沢地形を利用した直線的な堀跡で構成される。」とした、島田祐悦と信太正樹の指摘がある(島田・信太編著2009)。鳥海柵遺跡の方形構造を意味する方形基調の郭は、前述したように東北地方を主とする城柵の政庁や外郭における方形を意識したものである。城柵を方形基調型城郭とすると、鳥海柵遺跡の城郭はこの系譜上にあると評価されよう⁶⁾。鳥海柵遺跡の方形区画内にある東西に長軸を持つ四面庇付建物も、方形基調の郭と整合性がある。

対する大鳥井山遺跡・虚空蔵大台滝遺跡は、本郭が地形に沿って構築されており方形基調の郭を逸脱した不整形基調型城郭とも言うべき形状である。但し、大鳥井山遺跡本郭の北側を占める方形区画はその名残を留めている。鳥海柵遺跡の城郭は、方形基調の郭(政庁と外郭)を入れ子状にした近傍の胆沢城を強く意識したものであろう。大鳥井山遺跡に関しては、「外観構造は、出羽国北半の不整形構造の城柵である払田柵跡に求められる」(島田・信太編著2009)、或いは「払田柵から大鳥井山に代表される清原氏城館への景観移行」(高橋2010)とする意見がある。しかし、払田柵跡の区画線(外郭線や外柵)は低地に築かれており、外郭線内の斜面が敵方と直接接する防御施設として機能しない構造である。斜面に防御機能を持たせたり、丘陵上の縁辺に区画線を築く在り方とは、根本的に異なっているのである。大鳥井山遺跡は、新たな発想の基で構想された不整形基調型城郭と把握することができる。具体的には、中心的区画(本郭)が入れ子型から並置型へ、外郭線(遺跡の輪郭)が直線連結型から曲線型へと変化しており、方形基調型城郭から脱却した構造である。それは、奥六郡俘囚長の安倍氏に対抗して考案されたものと考えられる。

以上、軍事面を重視した虚空蔵大台滝遺跡の城郭は、鳥海柵遺跡の行政重視の城郭構造とは対照的

6) 鳥海柵遺跡の方形基調の城郭は、列島各地の条里や都城・国府・郡衙・城柵等の垂直に交わる基線と通底している。

であり、大鳥井山遺跡はその中間的な特徴があると考えている。

5 おわりに

本文では、虚空蔵大台滝遺跡の発掘調査成果を述べ、その成果も考慮し城郭の区画線と郭に焦点を当てて記述してきた。そして、城郭の主体を成す本郭とそれに帰属する郭を支郭とする観点を重視し、大鳥井山遺跡にも対応させて述べた。大鳥井山遺跡と対峙する鳥海柵遺跡では、本郭自体が区画線や郭から明確に把握できず、区画施設や遺構の在り方から方形基調型城郭である古代城柵の系譜上にあると判断した。結果として、11世紀における安倍氏の鳥海柵遺跡を方形基調型城郭の末裔、清原氏の大鳥井山遺跡及びその系列にある虚空蔵大台滝遺跡を不整形基調型城郭と把握した。

虚空蔵大台滝遺跡の城郭は、かわらけや灰釉陶器等の年代から後三年合戦と関連した遺跡と考えている。前九年合戦と関連する大鳥井山遺跡の城郭に後続するのは、虚空蔵タイプの小皿の在り方からも概ね首肯されている。清原氏の根拠地大鳥井山遺跡では、不整形基調型城郭が従来の方形基調型城郭を排除するように発生し、その基本構造（本郭と支郭）を更に実践重視の観点で構築したのが虚空蔵大台滝遺跡である。防御機能を有する斜面はより高く急峻な地形、出入口は本郭に接するが城内に敵方がすぐに到達できない構造、防戦に苦慮した場合は山地に逃げ込める立地、これらは本文で指摘したところであり中世山城の特色を備えたものである。

文献史上の古代から中世への変化は、これまでの古典的な鎌倉幕府の成立（1192）を契機とする考え方から（藤 1979）、遡って考えられてきている。一つには武家政権の台頭を基点とする、保元の乱の保元元年（1156）を中世の幕開けとする説がある（五味 1988）。一方近年は、院政の開始を重視した見方が定着しつつあり、白河上皇の応徳3年（1086）とするか、遡った後三条天皇即位の治暦4年（1068）に相当するか、二つの見方がある（今谷 2018）。現代は後者の説が一般化しつつあるようである（新村編 2018）。

改めて上記3遺跡の年代を整理すると、鳥海柵遺跡については11世紀前半から中頃に考えられている（浅利 2011）。大鳥井山遺跡では、ロクロ土師器の年代からⅠ期：10世紀後半、Ⅱ期：11世紀前葉から中葉、Ⅲ期：11世紀後葉から末葉とし、各期に新古の小期を設けている（島田・信太編著 2009）。大鳥井山遺跡の四面庇付建物や二重空堀・その土橋をⅡ期の新期に当て、Ⅲ期を最終的な姿としており（島田 2011）、主たる年代は11世紀中葉から後葉と見られる。虚空蔵大台滝遺跡の城郭としての年代は、後三年合戦と関連させた11世紀後葉である。方形基調型城郭の末裔とした鳥海柵遺跡、これと並行する不整形基調型城郭の大鳥井山遺跡、これに後続する同型式の虚空蔵大台滝遺跡に至る流れは、文献史上における古代から中世への推移と概ね整合している⁷⁾。

古代から中世の城郭について述べたのに、律令城柵（古代の城柵）と俘囚城柵（安倍・清原氏関係の城柵）に分類した八木光則の論文がある（八木 1989）。八木は、「胆沢城や払田柵跡は（中略）中央に方形に区画する政庁を設け（中略）。鳥海や大鳥山ではそれぞれの曲輪を地形に合わせて独立させ区画している。」と構造の違いを述べ、俘囚城柵と中世城郭との類似性を指摘した。筆者の論述はこれを発展的に整理したもので、虚空蔵大台滝遺跡を中世の始まりを象徴する城郭、大鳥井山遺跡はその胎動期と位置付けることができよう⁸⁾。

7) 本論は中世の始まりを、文献史上の解釈に対して「考古学的資料（遺跡・遺構・遺物）」を用いて提案したものであり（坂詰 2020）、城柵が設置された北方地域で見出すことができた東北地方独自の視点でもある。

8) 井上雅孝は、椀・小皿をセットとするロクロかわらけの出現を大きな画期と捉え、11世紀後半代の岩手県大釜館遺跡等の段階を中世の始まりとしている（井上 1996）。

また同論文で八木が、「囲郭集落は生活を基礎とする構造」と述べたように、東北北部のいわゆる古代防御性集落も視野に入れていかななくてはならない。安倍氏や清原氏は、奥六郡や山北三郡の俘囚長として北方交易にも深く関わっており、防御性集落の在り方と無関係とは言えない。今後、古代防御性集落を城郭と居館の視点から、防御性集落の時代性の問題（古代・中世）も含んで、不整形基調型城郭（本郭と支郭）との関連性を追求する必要がある⁹⁾。囲郭施設や立地等によるいわゆる古代防御性集落ありきではなく、個別的な遺跡の検討から城郭・居館・その他の性格付けができるのか、今後具体的な検討を要する¹⁰⁾。

以上、本文では虚空蔵大台滝遺跡の発掘調査成果を詳述し、これを契機に類似遺跡の検討を経て、古代から中世の変革期の内容に言及した。

(参考文献)

- 浅利英克 2011 「安倍氏の館・鳥海柵遺跡」『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館—』高志書院
石塚富美雄編 1999『河辺町の文化財』第9集 河辺町教育委員会
- 石丸 熙 1981『日本城郭研究史』『日本城郭体系 別巻I』新人物往来社
- 井上雅孝 1996「岩手県における古代末期から中世前期の土器様相（素描）」『中近世土器の基礎研究X I』日本中世土器研究会
- 井上雅孝・君島武史・君島摩耶 2011「北上川東岸に出土する清原期の土器様相—11世紀末葉に存在する左回転土器について—」『岩手考古学』第22号 岩手考古学会 64頁
- 今谷 明 2018「第2章 中世」『日本史の論点 邪馬台国から象徴天皇制まで』中央新書
- 小口雅史 2000「エミシからエゾへ—北の防御性集落の時代 再論—」『青森県史研究』第5号 青森県 14頁
- 小野正敏 2002「城館」『日本考古学事典』三省堂
- 小野寺摩耶 2004「北上市における古代末期の土器様相—鴻巣I遺跡白山堂山頂出土資料の再検討—」『北上市立埋蔵文化財センター紀要』第3号 北上市立埋蔵文化財センター
- 利部 修編著 2007『虚空蔵大台滝遺跡—主要地方道秋田御所野雄和線秋田空港アクセス道路整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査報告書—』秋田県文化財調査報告書第416集 秋田県教育委員会 191・192頁
- 利部 修 2007「虚空蔵大台滝遺跡のかわけ—北奥羽における編年学的位置付け—」『列島の考古学II—渡辺誠先生古稀記念論文集—』渡辺誠先生古稀記念論文集刊行会 67・68・71頁
- 利部 修 2008 a 「虚空蔵大台滝遺跡の呪術・祭祀・信仰—平安時代後半と中世後葉の心象風景—」『生産の考古学II』同成社 279・283頁
- 利部 修 2008 b 「虚空蔵大台滝遺跡について」秋田考古学協会主催の口頭発表資料（11月8日）
- 利部 修 2011「虚空蔵大台滝遺跡—清原氏の城館—」『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館—』高志書院
- 利部 修 2021「西ノ浜台地遺跡—館跡の地表面観察と歴史的意義—」東由利文化財保護協会主催の口頭発表資料（9

9) 防御性集落と安倍氏柵に関連した室野の報告では、「鳥海柵遺跡の方形区画・直線の堀・掘立柱建物跡+竪穴、防御性集落の自然地形の堀のライン・竪穴住居主体」と対比させ、防御性集落と安倍氏の城郭に関連させた課題を挙げている（室野2006）。

10) 概ね10世紀後半から11世紀後半のいわゆる古代防御性集落に関しては、工藤雅樹の総論や三浦圭介の具体論があり（工藤1995、三浦1995）、その後工藤による「防御性集落論」がある。氏は最盛期を迎える10世紀末から12世紀初頭を境に沈静化し、その要因を安倍・清原・藤

原氏の台頭に求め、その配下に収まることで終焉とした（工藤2005）。一方三浦は、防御性集落が「以夷制夷策」の国家北方政策と対峙して発生したもので、安倍・清原氏が台頭してからは、両勢力に対抗する形で継続し、終焉を12世紀初頭の北奥の郡制施行に求めた。そして終焉の時期を中世の変換期としたのである（三浦2005）。また小口雅史は、「現地で北方支配に当たった人たちが、かなり露骨な交易搾取を実施し」、それが契機となって防御性集落発生に繋がったとする（小口2000）。これら以外にも、防御性集落に関する多数の論文がある。

月3日)

- 木村 高 1998 「青森県における在り土器の編年について—津軽地方・11世紀中葉から12世紀前半—」 『東北地方の在り土器・陶磁器Ⅱ』 東北中世考古学会
- 工藤雅樹 1995 「北日本の平安時代環濠集落・高地性集落」 『月刊考古学ジャーナル』 No.387 ニュー・サイエンス社
- 工藤雅樹 2005 「防御性集落論」 『蝦夷研究会青森大会シンポジウム「北日本古代防御性集落をめぐって」』 蝦夷研究会・青森県埋蔵文化財調査センター・北方島文化研究会
- 小井川和夫 2010 「(2) 奈良時代の城柵」 『東北の古代遺跡 城柵・官衙と寺院』 高志書院 121頁
- 五味文彦 1988 『体系日本の歴史 5 鎌倉と京』 小学館
- 坂詰秀一 2020 「中世考古学」 『新日本考古学辞典』 ニューサイエンス社 303頁
- 斎藤 忠 2004 『改訂新版 日本考古学用語辞典』 学生社
- 島田祐悦 2011 「清原氏の本拠 大鳥井山遺跡と台処館跡」 『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館—』 高志書院
- 島田祐悦・信太正樹編著 2009 『大鳥井山遺跡—第9次・第10次・第11次調査—』 横手市文化財調査報告第12集 横手市教育委員会 239頁
- 島田祐悦編著 2017 『陣館遺跡—総括報告補遺編—』 横手市文化財調査報告第40集 横手市教育委員会
- 新村 出編 2018 「曲輪・郭・廓」 『広辞苑 第7版』 岩波書店 873頁
- 新村 出編 2018 「城郭」 『広辞苑 第7版』 岩波書店 1425頁
- 新村 出編 2018 「中世」 『広辞苑 第7版』 岩波書店
- 杉本 良 2006 「北上市国見山廃寺跡と安倍氏時代の諸寺院一堂建物構造からみた比較—」 『古代末期から中世前期の居館と宗教—衣川遺跡群と長者ヶ原廃寺— 資料集』 岩手考古学会
- 千田嘉博 1997 「身近な城や館を訪ねてみる」 『城館調査ハンドブック』 新人物往来社 (1993初出) 122頁
- 千田嘉博 2010 「中世の館から城へ」 『後三年合戦シンポジウム—古代の城から館へ、そして中世の館から城へ—』 横手市教育委員会 5—2頁
- 高橋 学 2010 「清原氏城館のモデルは出羽国城柵にあり」 『後三年合戦シンポジウム—古代の城から館へ、そして中世の館から城へ—』 横手市教育委員会 9—1頁
- 田中 琢・佐原 真編 2002 『日本考古学事典』 三省堂
- 鳥羽正雄 1979 「城」 『日本歴史大辞典 第4巻』 河出書房新社 640・642頁
- 中井 均 1992 「中世城館跡調査の成果と課題」 『月刊考古学ジャーナル』 No.353 ニューサイエンス社
- 日本考古学協会編 1962 『日本考古学辞典』 東京堂
- 日本国語大辞典第二版編集委員会 2001 「城館」 『日本国語大辞典第二版 第7巻』 小学館
- 富樫泰時 2011 「台処館跡の復元—発掘調査と地籍図の比較—」 『前九年・後三年合戦—11世紀の城と館—』 高志書院
- 濱谷勝也 1986 「城館」 『日本大百科全書 11』 小学館
- 藤 直幹 1979 「鎌倉時代」 『日本歴史大辞典 第3巻』 河出書房新社
- 弘田柵跡調査事務所 1995 『弘田柵を掘る—弘田柵跡調査20周年記念誌—』 59頁
- 松田直則 2019 「1. 土佐の戦国時代と山城研究」 『土佐の山城』 ハーベスト出版
- 三浦圭介 1995 「1 北奥・北海道地域における古代防御性集落の発生と展開」 『国立歴史民俗博物館研究報告』 第64集 国立歴史民俗博物館
- 三浦圭介 2005 「青森県の古代防御性集落—最近の研究と北日本古代史上の意義について—」 『蝦夷研究会青森大会シンポジウム「北日本古代防御性集落をめぐって」』 蝦夷研究会・青森県埋蔵文化財調査センター・北方島文化研究会

- 三原裕姫子・佐々木健二 2021 「第4章 調査の記録」『遺跡詳細分布調査報告書』由利本荘市文化財調査報告書第29集 由利本荘市教育委員会
- 室野秀文 2006 「防御性集落・館・柵—安倍氏柵の成立をめぐる諸問題—」『古代末期から中世前期の居館と宗教—衣川遺跡群と長者ヶ原廃寺— 資料集』 岩手考古学会 18頁
- 八木光則 1989 「安倍・清原氏の城柵遺跡」『岩手考古学』第1号 岩手考古学会 21・24頁
- 八木光則 2021 「城柵跡」『新日本考古学辞典』ニューサイエンス社
- 山形県教育委員会編 1997 『山形県中世城館遺跡調査報告書第3集（庄内・最上地域）』 3頁
- 山口博之 2019 「虚空蔵大台滝遺跡の「銅製品小塔」小考—錢弘俣塔相輪の可能性について—」『米沢史学』第35号 米沢史学会